

創エネルギーのまち・いとしま推進補助金(ヒートポンプ給湯機等) 申請書類 チェックリスト

- ・申請には下記の書類が必要です。他の書類での代用はできません。受付は窓口のみ（郵送不可）です。
- ・書類不備の場合は受領せずに返却します。訂正時は訂正箇所には訂正印を押してください（修正液不可）。
- ・申請者チェック欄にチェック（☑）をしてお持ちください。
- ・交付申請書兼実績報告書は、署名(自筆)の場合には押印不要ですが、記名の場合には押印が必要です。
また、押印の際はすべて同じ印鑑でお願いします。(スタンプ印は不可)

	チェック欄		必要書類・チェック内容
	申請者	市	
交付申請書・請求書	<input type="checkbox"/>		交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ※申請可能な期間は、設置工事代金の支払日または機器引き渡し日のいずれか遅い日から1年以内。 ※令和6年4月1日以降にヒートポンプ給湯機等を設置する契約を締結した場合に限る。
	<input type="checkbox"/>		補助金交付請求書（様式第3号） ※振込先は、交付決定者（申請者）名義の口座に限る。 ※請求書の記載内容を訂正した場合は「交付決定者の氏名」の署名右横に押印し、訂正箇所にも同一の印で訂正印を押印すること。
設備関係	<input type="checkbox"/>		補助対象機器の設置工事に関する契約書の写し ※契約書には申請者（発注者）と受注者双方の押印、収入印紙（割印あり）の貼付が必要。 ※契約金額にヒートポンプ給湯機等以外が含まれる場合は、別途内訳書を添付すること（任意様式）。
	<input type="checkbox"/>		工事代金の支払領収書の写し 〈ローン等を利用した場合〉 申請者あてにローン会社が発行した支払計画書等の写し ※ローン会社名、支払回数、支払回ごとの支払額、支払総額等がわかるもの。 ※ローン等と現金決済を併用した場合は、支払領収書も提出。
	<input type="checkbox"/>		補助対象機器のメーカー保証書の写し（メーカー、型式の記載があるもの）
	<input type="checkbox"/>		補助対象機器の設置に関する記録写真（設置場所の工事前・後、設備の銘板）
申請者関係	<input type="checkbox"/>		申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書（発行から3月以内のもの） ※納税証明書とは異なる。 ※糸島市役所市民課窓口で申請し取得すること（本人以外の申請には税証明用の委任状が別途必要）。
	<input type="checkbox"/>		申請者の住民票（発行から3月以内のもの） ※住民票のマイナンバーは記載不要。 〈申請者が就業や学業等の理由により本市住民基本台帳に登録されていない場合〉 A) 申立書 B) 申請者の住民票 C) 補助対象機器を設置した住宅に居住する親族の住民票 ※住民票のマイナンバーは記載不要。
	<input type="checkbox"/>		委任状（別表第1） ※交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合のみ提出。

（裏面もご確認ください）

	チェック欄		必要書類・チェック内容
	申請者	市	
住宅関係	<input type="checkbox"/>		<p>太陽光発電設備が稼働していることを証する書類の写し</p> <p>※3月以内の売買明細書の写しなど。</p> <p>※設置後まもなく売電実績がない場合は、系統連系等にかかる書類と太陽光発電設備が稼働中であることを確認できるモニターの写真など。</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>太陽光発電設備の出力値を確認できる書類の写し</p> <p>※FIT認定通知書、売電明細書、系統連系にかかる書類等。</p>
	<input type="checkbox"/>		<p>補助対象機器を設置した住宅に係る不動産登記事項証明書（発行から3月以内のもの）</p> <p>※インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる。</p> <p>※法務局で申請、取得すること（糸島市役所では発行不可）。</p> <p> <input type="checkbox"/> <既存住宅で未登記の場合> 最新年度の固定資産評価証明書 ※賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付。 </p> <p> <input type="checkbox"/> <新築住宅で未登記の場合> 建築請負契約書の写しまたは建売売買契約書の写し </p>
	<input type="checkbox"/>		<p><補助対象機器を設置する住宅が共有物であるとき></p> <p>機器設置承諾書（別表第1）</p> <p>※共有者全員の承諾書の提出が必要。</p>

●申請について確認や修正等が必要な場合、ご連絡をスムーズに行うため、Eメールアドレスをご記入ください。（記入は任意です。ご記入いただけない場合は電話連絡となります）

申請者メールアドレス（）

代理人メールアドレス（）